

「不当な目的で破産手続開始の申立てがなされたとき」(破産法 30 条 1 項 2 号) にあたるたされた事例

【文献種別】 決定／仙台高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 11 月 17 日
【事件番号】 令和 2 年 (ラ) 第 153 号
【事件名】 破産手続開始申立棄却決定に対する即時抗告事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 破産法 1 条・30 条
【掲載誌】 判時 2500 号 66 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25591433

弁護士 増市 徹

事実の概要

1 Y(山砂の採取、販売等を目的とする株式会社)は、令和元年5月に、福島県の砂利採取場(以下、「本件採取場」という)における山砂等の採取事業(以下、「本件事業」という)について、同県知事から認可を受けた。

2 本件事業の準備のため土木工事等に多額の資金を必要としたYは、平成30年6月から令和元年9月までの間に、X(不動産の売買等を目的とする株式会社)から合計8500万円を借り入れて、同年末頃には本件事業の体制を整え、その後令和2年2月28日、YはXからさらに212万6428円を借り入れた。この間の令和元年8月20日、XY間で協定書が作成された。それは、Yが山砂をXの承認した者に販売すること、販売代金の請求、集金はXが管理すること、XはYに本件事業に必要な融資を行うこと及びYがXに顧問料を支払う(支払総額が1億1150万円になり次第本協定は終了する)こと等を内容とするものであった。

3 さらに、令和2年3月16日、XY間で次の内容の契約が締結された。

①準消費貸借契約：Yが令和元年9月までの間にXから借り入れた上記8500万円の未返済残高8000万円を消費貸借の目的とし、2年間の分割返済とするもの

②その他の支払約定：上記協定書に係る顧問料の未払金及びXからYへの貸付金の未収利息損害金の合計1000万円強を1年間の分割返済とするもの

③買戻特約付事業譲渡契約：YからXに本件事

業を譲渡し、Xは本件採取場の土地賃借権等を承継する、譲渡代金は212万6428円とし、上記令和2年2月28日付借入金と相殺する、本件採取場の設計料未払300万円及び地代未払500万円はXが負担する、XはYに本件事業の助言を委託し報酬として売上の3割を支払う、Xの本件事業による利益が1億1150万円に達し、かつ①②の支払が完了した後、上記事業譲渡代金に500万円を加算した額の代金を支払うことによりYは本件事業を買い戻すことができる等とするもの

4 Xは、上記③の事業譲渡契約により本件採取場の土地賃借権を取得したとして、地主との間で新たに賃貸借契約を締結したが、Yは、その後も本件採取場を明け渡さず、本件事業を自ら継続していた。令和2年4月以降、XY双方が弁護士に委任し交渉が行われたが、事業の引渡しを求めるXに対し、Yは株主総会の特別決議を欠く本件事業譲渡は無効であるとし、双方の主張は平行線をたどった。

この弁護士間交渉がなされたのと同時期に、Xの側から次の一連の行為がなされた。

①Xの代表者らが、Yの取締役に対し、「Yの資金の流入を断つ事」「砂の売却をできなくする」「現場貼り紙による掲示 可能であれば弁護士の名前で」などと記載されたメモを示して折衝した。

②X代表者、X専務らが本件採取場に赴き、Yの現場責任者に対し、事業譲渡によるYの採取権限喪失を理由に、採取・販売の即時停止を求めた。

③Xの代理人(自称)が、Yから山砂の搬出を請け負っていたA社を訪れ、Yによる山砂採取を非難するとともにこれを手伝うA社にも責任があ

る、刑事事件にしてやる、直ちに搬出をやめると述べた。後日X代表者もA社を訪問してYとの契約関係解消を求め、トラブルを恐れたA社はYとの契約関係を解消した。

④ X代表者らが本件採取場内の3か所に、「警告 当社（借地権者）に許可なく本件敷地内に立ち入ることを禁止する 許可なく侵入した場合は警察へ通報します 借地権者X」との看板を設置した。

⑤ Xから委任を受けたと称する者が、本件採取場で山砂を搬出中のY社員に、「勝手に土を出すな」「止めるよ」「社長と連絡をとれ」などと20分以上強く迫った。後日この者らは、重機を採取場の出入口を塞ぐ位置に放置して重機の鍵を持ち帰り、重機の移動を不能にした。

5 Yの債権者であるK社は、Xに対し、本件事業譲渡が株主総会決議を欠く無効なものと考えられ、Yの山砂搬出を妨害するXの行為が業務妨害になり得ること、万一Yが破産すれば債権回収ができなくなることを述べ、円満解決を求めた。

6 以上の経過を経て、X Y間の交渉は決裂し、令和2年5月30日XはYに対する破産申立てを行うとともに、破産法91条に基づく保全管理命令を申し立てた。Yは、Xの債権者性を争うとともに、本件申立てが「不当な目的」「その他申立てが誠実になされたものでないとき」（破産法30条1項2号）に該当すると主張した。

7 原審決定（仙台地決令2・9・14判時2500号69頁）は、要旨以下のとおり述べてXからの破産申立てを棄却した。

(1) X代表者は、その意を受けた者を介し、あるいはXの専務らとともに、本件採取場に赴き、Yに本件事業を中止するよう強く求め、立看板を立て、重機を使って本件採取場の出入口を塞ぐなどの実力行使に及んだ。これら行為は、双方に代理人弁護士が就き、実力行使が差し控えられるべき状況のもと、本件事業譲渡の効力についてY代理人弁護士らから法的な主張がなされている中で行われており、その態様も、長時間にわたる一方的な実力行使であり、債権者として許される権利行使の範囲を逸脱している。

(2) XはYに少なくとも元金8000万円の貸金を有するほか、本件事業譲渡を受けているのであるから、Yに本件事業の承継を求めることは首肯できる。しかし、それが実力行使を正当化する理

由にならないことはもとより、事業譲受人の権利を行使するのであれば、通常の民事保全に係る占有移転禁止仮処分申立て等を経た上で、本案訴訟を提起するのが合理的である。

Yの破産手続が開始されれば、破産申立ての2か月余り前にされた本件事業譲渡は否認される蓋然性が高いといわざるを得ず、あえて本件事業譲渡の利益を享受できない蓋然性の高い破産手続開始申立てを選択するのは、不合理というほかなく、真に債権者としての権利を行使あるいは本件事業の利益を享受する意図であるのか疑問の余地がある。

Yは、貸借対照表上は債務超過であるものの、Xの他にYの破産手続開始を要請する者は見当たらず、むしろYの破産を回避しようとする債権者が存在することからすれば、Yについて破産手続を開始しなければ直ちに債権者の利益が著しく損なわれる状態であるとは認められず、なおさら本件申立てが真に債権者としての権利を行使あるいは本件事業の利益を享受する意図であるのか疑問の余地がある。

(3) Yとの交渉の席上でX側から提示されたメモには「Yの資金の流入を断つ事」「砂の売却をできなくする」「現場貼り紙による掲示」など、交渉や法的手続によらずに、物理的にYが本件事業を行うことを困難にする不当な意図を有していることを推認させる内容が記載されている。

(4) 以上からすると、本件申立ては「不当な目的」「その他申立てが誠実になされたものでないとき」に該当するものと認められる。

決定の要旨

抗告審である本決定は、要旨以下のとおり述べてXの抗告を棄却した。

1 本件申立ての目的

Xは、本件申立ての目的が、Yの破産手続開始により、本件事業譲渡の利益を享受するためであると自認していることからすれば、本件申立ての目的が、何らかの方法で本件事業譲渡による利益を実現しようとするものであることは明らかである。

2 本件事業譲渡による利益の実現という目的が不当な目的か否か

本件事業譲渡は、Yが唯一の資産ともいえる本件事業をXに譲り渡すものである。

その譲渡価格は212万6428円とされ、Xが設計料の未払300万円及び地代500万円を負担するとしても、本件譲渡契約に際し試算されている利益(月間632万円)に比して著しく廉価である。

また、本件事業譲渡契約書によれば、Yには本件事業の売上の3割(月間720万円)が支払われるものの、その中からXに対し、優先して貸付金元金、利子、違約金(月間486万円余)が支払われることになっている。

Xが本件採取場において1億1150万円という巨額ともいえる利益を上げ(本件協定書に定める顧問料に相当するが、これだけの金額に上る顧問料を支払う趣旨は判然としない)、かつ、YがXに対する借入金、負債並びに買戻代金を支払うことを条件とする買戻特約が付されていることからすれば、本件事業譲渡によるXの利益を実現するということは、すなわちXが、本件事業から長期にわたり一方的で独占的な利益を得ようとするものであるといえる。

このような計画の下に、事業譲渡によるXの利益を破産手続開始の申立てを通じて実現しようとすることは、破産手続を通じて公平な弁済を受けることを目的とするものとは到底解することができず、債権者平等の原則のもと債務者の財産の適正かつ公平な清算を図るといふ破産法の目的(破産法1条)に反するものといわざるを得ない。

以上によれば、Xの本件申立ては、破産法の目的に反する不当な目的で破産手続開始の申立てがなされたときに該当する。

判例の解説

一 破産法30条1項2号について

破産手続開始の障害事由として、破産法30条1項2号は、「不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき」と定める。この規定は、平成16年の改正破産法で新設されたものであるが、明文規定のなかった旧破産法下においても、申立権の濫用という形で議論の蓄積がされてきていた。これら旧法下の議論も含めると、不当な目的による申立てへの該当性が問題となる事例としては、多岐にわたるものが取り上げられている。これらを整理するのは容易ではないが、類型分けとして、例えば次のような分け方があり得よう。

二 「不当な目的による申立て」の類型

1 爾後の手続進行を意図しない破産申立て

真実は、当該破産手続の進行を意図しないにもかかわらず、自己の立場を有利にするための道具として破産申立てを行うという類型である。代表的な例として、①債権者が破産を申し立てることで債務者を威嚇し、申立ての取下げを条件として債務者と交渉することにより自己に有利な債権回収を行うことを専らの目的とするもの、②債務者が破産申立てにより一時的に債権者の追及をかわし時間稼ぎをした上で申立てを取り下げるものが挙げられることが多い。

ただし、①は、債権者による破産申立て自体が近時少なくなってきたこともあって、現在はあまり見られない。また、②は、債務者が再建型の手続を申し立てる際に典型的に見られ、元来破産の局面ではあまり見られなかった上、再建型手続においても、保全処分を受けた後の開始申立て取下げに裁判所の許可を要する制度が整備されたことにより、今日ではほとんど見られなくなっている。

2 取込み詐欺的行為等を働いた後の申立て

主として再建型の倒産手続に関し、債務者が、申立ての意図を秘したまま、多額の融資を受け、あるいは商品・原材料等を大量に掛買いする等、いわゆる取込み詐欺的行為を働き、その直後に開始申立てに及ぶことが、反社会的手段を用いて継続された事業の再生のため裁判上の手続を利用することが許されるかとの観点から、不当な目的による申立てへの該当性が議論されてきている。

ただ、破産に関しては、こうした申立てが破産開始の障害事由になるとする議論はなく、これを肯定した裁判例も存しない。破産は、法的倒産手続の最終形態であり、破産手続開始を認めないということは、多くの場合当該債務者について法的倒産処理が行われないことに直結するが、悪質な行為に及んだ債務者であっても、これを法的処理の外に置くことなく破産手続によって処理することの必要性は失われないからであろう。その点で、この類型は、破産に関しては生じることはないと考えられる。

3 破産手続開始により生じる効果の濫用を意図した申立て

破産手続開始により生じる効果あるいは適用される制度を、破産本来の目的とは異なった目的で

利用（濫用）することを意図して申立てを行うものである。申し立てた手続が開始後進行を続けることを意図している点で、1の類型とは異なる。破産を申し立てた者が手続進行の意思を有しており、外形的に違法な点の見られない申立てでありながら、破産手続が開始されると平時とは異なるいわゆる倒産法的規律に従うこととなる点に着目し、こうした規律を、倒産法本来の目的とは異なった、特定の者に有利（もしくは不利）になるような形で適用させようとするものといってもよい。

この類型に属する事例として、申立人が遺言により取得した建物を、債務者会社（申立人の実兄が経営）が使用していたところ、申立人が長らく行使してこなかった債務者会社への貸付債権をもとに債務者会社の破産を申し立てたという事案について、当該申立てが、遺言により取得した建物から債務者会社を立ち退かせるなど、遺産に関する紛争を有利に導くことを目的としてなされたものと認定し、申立てを却下した例がある（大阪地決平4・6・8判タ798号266頁）。

三 本決定の検討

本件は、不当な目的でなされた破産申立てとして、一事例を加えるものであるが、従来あまり見られない内容であり、何をもちて破産法30条1項2号にあたるのかについての説示が、原決定と本決定とで少なくとも文面上相当に異なり、原決定が「本件申立てが真に債権者としての権利を行使あるいは本件事業の利益を享受する意図であるのか疑問の余地がある」とするのに対し、本決定が「本件申立ての目的が、何らかの方法で本件事業譲渡による利益を実現しようとするものであることは明らかである」とする点などは、互いに相反する判断を行っているようにも見える。それだけXの意図が明確でなく、事実認定の困難な事案といえようが、以下、双方の決定内容を見つつ、目的の不当性に関する簡単な検討を行ってみたい。

1 原審決定

原審決定が本件申立ての不当性を認定する上で重視したのは、本件破産申立てに合理的な目的が認め難いという点である（原審決定要旨の(2)）。原審決定要旨(1)ではXの実力行使が細かく認定されているが、これは、その行為自体が目的の不当性を意味するのではなく、本件申立てが、通常

の合理的な破産申立てとは異なっていることを示す事情として述べられているのだと理解すべきであろう。ただ、原審決定においては、本件申立てに合理的な目的が認められないとするものの、申立ての真の目的は何だったのかについて、触れるところがない。この点で原審決定の説示は弱く見える。

2 本決定

これに対し、本決定は、決定の要旨1のとおり、まず本件申立ての目的について、「何らかの方法で本件事業譲渡による利益を実現しようとするものである」との判断を示した。原審決定が、破産開始後は本件事業譲渡が否認される蓋然性が高いのであるから、事業譲渡による利益を享受するために本件申立てをすることは不合理であるとの見解を示しているのと対照的である。「何らかの方法」の具体的内容は明示されていないが、破産開始に伴い債務者の事業が事実上停止するに至ることがXの狙いだったのではないかと考えられる。事業停止によりYの企業体が事実上解体されてしまえば、本件事業の担い手としてはXのみが残る。たとえ破産手続の中で否認されたとしても、その時点でYが事実上解体されていれば、Xの事業継続を認めた上での解決とならざるを得ない。こうした意図による破産申立てであったということであり、そこに不当性が認められるということではないかということである。決定の要旨2はこうした不当性を基礎づける事情の列挙されたものといえる。

3 Xの申立ての不当性

本決定が以上の点に不当性ありと認めたとすると、Xは、破産開始の事実上の効果である債務者の事業停止・解体を狙って破産申立てを行ったものであり、破産手続を開始させる意図は有しており、ただ、その目的は、Xのみが事業譲渡の利益を得ることであって、破産本来の目的とはかけ離れており、それ故不当な目的による破産申立てに該当するとしたものであって、前記3類型の中で、3に属する新たな事例と位置づけることができよう。

● 参考文献

山本和彦「再生申立権の濫用について——東京高決平成24年9月7日を手がかりとして」NBL994号（2013年）12頁、拙稿「不当な目的による倒産手続開始の申立て」（共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯』（法律文化社、2018年）所収）